

閉山交付金制度による炭鉱閉山の 金銭補償とその配分

—1960～80年代の北海道の事例を中心に

島西 智輝

はじめに

- 1 閉山交付金制度の変遷と特徴
- 2 閉山に対する金銭補償額の決定とその配分
おわりに

はじめに

1950年代半ば以降の石炭産業の衰退過程において、通産省は高能率炭鉱の造成と非能率炭鉱の閉山（スクラップ・アンド・ビルド）を進める一方、閉山にともなって発生する企業の損失、労務債⁽¹⁾、離職・転職費用、および産炭地域振興費用などの負担、すなわち産業構造調整のコストの負担を軽減するために、石炭産業合理化政策（以下、石炭政策）を実施した（石炭政策史編纂委員会編⁽²⁾2002a, 丁2006）。石炭政策については、資源放棄、多額の政策関連費用支出、および大量離職や産炭地の疲弊などの社会的摩擦の発生を重視して政策を否定的にとらえる矢田（1975）以来、研究が蓄積されてきた。近年は、労働者や産炭地の産業構造調整のコストの負担を軽減させる諸政策によって緩やかな産業構造調整が実現したことから、通産省の政策を肯定的に評価する研究が多い（丁2006, 渡邊2016）。また、炭鉱離職者研究では、炭鉱離職者対策が再就職、移動、住宅、職業訓練、さらには年金などから成る総合的かつ手厚いものであったことが明らかにされ、労働者の産業構造調整のコストの負担が軽減されたことが示唆されている（嶋崎2013）。

それでは、産業構造調整の影響を受ける主体のうち、石炭政策によって産業構造調整のコストの負担がもっとも軽減されたのは、労働者であったと判断して良いのだろうか。この点を検討するためには、上記の政策史的な研究に比べ、産業構造調整のコストの負担とその軽減の程度を実証的に明らかにする必要がある。この課題に関連した研究として、矢田（2014）⁽³⁾と島西（2011）があげられる。矢田（2014：473-494）は、産業構造調整の影響を受ける主体として、企業（炭鉱事業

(1) 本稿では、未払賃金・手当、退職手当（退職金）、解雇予告手当など閉山時に支払われる賃金等を労務債と呼ぶ。

(2) 以下、同委員会の編著については「編纂委員会編」と略記する。

(3) 同論文の初出は1978年である。

者、金融機関）、労働者（労働組合）、産炭地（立地地域の関連産業や地方自治体）を設定している。そして、1967～77年度の約1兆円の石炭政策費のうち、閉山交付金に充てられた費用が1,348億円と最大の比率をしめており、その大部分を旧財閥系企業などの大手炭鉱が受領したことから、労働者や産炭地の産業構造調整のコストの負担はほとんど軽減されなかったと指摘している。矢田（2014）は、閉山交付金に注目することによって、労働者や産炭地の産業構造調整のコストの負担よりも、炭鉱事業者である企業のそれのほうが軽減されたことを示したといえる。

ただし、矢田（2014）は、企業の産業構造調整のコストの負担そのものがどの程度であったかについては明らかにしていない。これに対して、島西（2011：239-240, 324）は、1960年代の大手炭鉱の閉山費用と閉山交付金を比較することで、この点を検討した。それによれば、1960～66年には閉山費用総額が1,130億円に対して閉山交付金が300億円、1960年代後半には平均生産量トン当たり閉山費用が1万円に対して閉山交付金が平均3,300円であった。1960年代の閉山交付金は大手炭鉱の閉山費用の30%前後を軽減していたのである。

しかし、矢田（2014）と島西（2011）は、労働者や産炭地の産業構造調整のコストの負担について、具体的な数値に基づいて検討していない。また、大手炭鉱の受領した閉山交付金が、どの主体の、どのような用途に配分されていたのかも明らかではない。両者の議論は、炭鉱事業者の産業構造調整のコストの負担に検討の重点を置き、かつ閉山交付金の配分の問題を捨象しているのである。1958～67年の佐賀県における炭鉱閉山の事例を整理した川内（1976, 1977, 1979）が、労務債、金融債務、および鉱害賠償債務などが閉山交付金や炭鉱事業者の資産処分によって弁済された事例を紹介していることも踏まえると、両者の議論は再検討の余地があるといえる。すなわち、産業構造調整のコストの負担を実証的に明らかにするには、閉山交付金と閉山費用の金額だけでなく、閉山交付金をはじめとした閉山時の金銭補償額とその配分にまで立ち入った検討が必要なのである。

以上の先行研究整理と問題意識に基づいて、本稿は、産業構造調整のコストの負担が、どの主体で、どの程度軽減されたのかを検討する。それに基づいて、石炭政策によって労働者の産業構造調整のコストの負担がもっとも軽減されたかと判断することが妥当か否かを検証する。具体的には、閉山交付金制度の変遷や特徴にくわえて、閉山交付金をはじめとした閉山時の金銭補償がどのように決定され、各主体へどのように配分されたのかを複数の事例に基づいて検討する。ここで留意すべきは、労働組合（以下、労組）が数多くの閉山反対闘争をとおして企業から閉山時の金銭補償を獲得していたことである（日本炭鉱労働組合編1991）。したがって、閉山時の金銭補償額の決定と配分を検討する際には、労組による閉山反対闘争についても検討する。

本稿では、閉山が集中した1960～80年代の北海道における炭鉱の閉山に注目する。その理由は、資料上の制約にくわえ、生産規模・閉山時期の両面で交付金を受給可能な条件を備えていた炭鉱が北海道に多く（矢田1975：第3章、矢田2014：490-491）、検討対象に適しているからである。ただし、山間部や海底に立地する炭鉱が多く、鉱害が発生しないのが一般的であった北海道を取り上げたため、産炭地の深刻な社会問題のひとつであった地盤沈下などの鉱害への賠償については検討できなかった。この点の検討は他日を期したい。

1 閉山交付金制度の変遷と特徴

(1) 石炭産業の衰退と炭鉱閉山⁽⁴⁾

第2次大戦後の石炭産業は労働力の大量投入による労働集約的な増産を実現した後、朝鮮特需による好況を迎えた。しかし、好況は長続きせず、1952年の63日間にわたる長期ストライキや需要逼迫による価格高騰などが需要家の石炭離れを招き、50年代後半には深刻な不況に陥った。政府は55年に石炭鉱業合理化臨時措置法（以下、合理化法）を制定し、非能率炭鉱の閉山と残存炭鉱の能率向上をはかることにした。閉山に対する金銭補償制度は、同法に基づいて開始された⁽⁵⁾。

次頁表1は、1955～80年度の石炭生産量、炭鉱労働者数、閉山炭鉱数、閉山炭鉱の労働者数、補償金額（買収金額と交付金額の合計、および離職金）をまとめたものである。閉山炭鉱数は合計約900、離職者数は延べ約20万人、補償金額は名目額で約2千億円にのぼった。以下、同表を踏まえながら石炭産業の動向を見ていこう。

石炭生産は57年の神武景気末期にかけて回復するものの、以後再び生産が落ち込んだ。政府は、石炭不況がエネルギー革命にともなう構造不況であるという認識のもと、炭価の引下げや設備近代化を石炭産業に求め、設備近代化のための無利子融資制度などを設けた。その後61年度にかけて生産はもち直したものの、一部の炭鉱を除いて経営状況は悪化の一途をたどった。

こうした状況を受けて、日本炭鉱労働組合（以下、炭労）は、62年から石炭政策転換闘争を展開し、政府に政策転換を求めた。同年、政府は年5,500万トン確保などを目標とする合理化計画を提示するとともに、主要需要家への石炭引取り要請、産炭地域振興などから成る新たな石炭政策を策定し、翌年度から実施した（第1次石炭政策、以下「石炭」を略す）。これと相前後して、61年度から翌年度にかけて、閉山に対する金銭補償を拡充した。

しかし、表1に見るように、閉山に対する金銭補償の拡充の直後から閉山が急増した結果、生産量は5,500万トンに達するどころか減少し続け、残存炭鉱の経営状況も悪化した。そこで政府は第2次政策（65～66年度）を策定し、炭価引上げによって残存炭鉱の経営状況を改善しようとした。60年代以降の設備近代化の効果もあり、65～66年度の実産量はほぼ横ばいにとどまったものの、炭価引上げが残存炭鉱の経営状況を改善するには至らなかった。

67年度から開始された第3次政策以降、政府の石炭政策の方針は、生産量の維持よりも炭鉱を経営する企業の救済へとシフトしていった。第3次政策（67～68年度）、第4次政策（69～72年度）、第5次政策（73～75年度）では、10年以上の存続可能性がある炭鉱事業者の長期債務を政府が肩代わりする制度が設けられた。生産量に応じて補助金を交付する石炭鉱業安定補給金（第3次～）、運転資金融資（第5次～）なども実施された。これらの補助金や融資を石炭生産に集中させる一方、債務返済負担を軽減させるため、大手炭鉱では石炭生産部門の分社化も実施された。しかし、この間も閉山は続き、生産量も減少し続けた。67年度から第1次石油危機が起きた73年度までで、生産量は2千万トンまで激減した。

(4) 本項は、編纂委員会編（2002a）、島西（2011）、杉山・牛島編（2012）による。

(5) 閉山交付金制度や閉山に対する金銭補償制度の変遷は、次項以降で詳細に検討する。

表1 石炭産業と炭鉱閉山の概況（1955～80年度）

年度	石炭産業		閉山炭鉱				
	生産量 (千トン)	労働者数 (人)	炭鉱数 (鉱)	労働者数 (人)	閉山に対する金銭補償		
					買収・交付金額 (百万円)	離職金 (百万円)	合計 (百万円)
1955	42,515	287,546	—	—	—	—	—
1956	48,281	297,029	49	4,686	991	44	1,035
1957	52,255	308,841	53	7,963	1,968	80	2,048
1958	48,489	293,830	35	4,711	967	75	1,042
1959	47,886	263,866	60	7,642	1,781	64	1,845
1960	52,607	238,274	13	4,066	789	64	853
1961	55,413	205,311	41	6,941	1,339	77	1,416
1962	53,587	164,926	111	16,664	4,309	109	4,418
1963	51,099	127,957	132	18,674	5,734	893	6,627
1964	50,774	117,285	77	16,759	6,300	555	6,855
1965	50,113	111,360	65	16,798	6,412	497	6,909
1966	50,554	104,359	43	8,031	5,870	438	6,308
1967	47,057	90,225	49	11,244	12,856	529	13,385
1968	46,282	80,703	23	7,717	7,761	327	8,088
1969	43,580	60,144	49	15,787	31,828	870	32,698
1970	38,329	50,262	36	17,198	33,953	855	34,808
1971	31,728	39,545	15	10,934	23,271	726	23,997
1972	26,979	30,915	24	8,600	13,653	548	14,201
1973	20,933	24,579	16	5,784	17,526	507	18,033
1974	20,292	24,274	1	227	536	82	618
1975	18,597	23,441	2	1,037	4,700	87	4,787
1976	18,325	22,424	3	642	1,112	120	1,232
1977	18,571	22,044	1	643	600	139	739
1978	18,550	21,143	2	702	3,043	48	3,091
1979	17,760	19,825	0	0	0	0	0
1980	18,095	18,228	2	698	2,126	6	2,132
合計			902	194,148	189,425	7,740	197,165

注：—は不明もしくは実績なし。

出所：編纂委員会編（2002b：109-112）より作成。

生産量の減少に拍車をかけた要因の第1が、第4次政策で実施された特別交付金制度であった。後述するように、この制度は、炭鉱を閉山のうえ会社を解散した企業に対して退職手当などの主要な閉山費用相当額を政府が補償する制度であり、複数の大規模炭鉱が同制度を利用して閉山した。第2が、公害問題の深刻化に起因する燃料用一般炭需要の減少であった。一般炭を生産する炭鉱は販売先に窮することになり、閉山や規模縮小を行うものが続出した。

73年の第1次石油危機を契機として需要家の間で「石炭見直し」の動きが強まったことなどから、第5次政策と第6次政策（76～81年度）の期間の石炭生産量は漸減～横ばいで推移した。また、多くの炭鉱が73年度までに閉山してしまったため、74年度以降は閉山数も年数件程度にとどまった。とはいえ、炭鉱の経営状況は依然として改善しなかった。それゆえ、第5次政策から、閉山に対する金銭補償を大幅に拡充した新制度が導入された。

(2) 閉山交付金制度

66-67 頁表 2 は、閉山交付金制度と後述する離職金制度の概要をまとめたものである。1955 年制定の合理化法に基づいて、「石炭鉱山の廃止がもたらす社会的、経済的混乱を防止するとともに廃止事業者に係る財産権の補償を行う」ために（石炭鉱業合理化事業団編⁽⁶⁾ 1976:117）、石炭鉱業整備事業団が非能率炭鉱を買収する制度（旧方式）が設けられた⁽⁷⁾。表 2 に見るように、買取額は、ホスコルド公式と呼ばれる資産評価基準に基づく採掘権評価額、主要坑道評価額、および主要坑道以外の鉱業施設評価額の合計額であり、買取額算定時に炭鉱の債務は考慮されなかった（事業団編 1965:147155）。

その後、60 年に石炭鉱業整備事業団が石炭鉱業合理化事業団（以下、事業団）に改組され、61 年には石炭鉱山整理交付金制度（保安方式）が設けられた。この制度は、保安確保が困難な炭鉱に通産大臣が鉱業の廃止勧告を行い、それにしたがって鉱業を廃止した者に対して国からの補助金によって交付金を支給するものであった。交付金額は、過去 3 年間の年平均石炭生産量 1 トン当たり 600 円（租鉱権炭鉱は 400 円）と労働者の平均賃金 30 日分の合計額であり（表 2）⁽⁸⁾、61～67 年度で 81 炭鉱（閉山量 139 万トン）に約 7.4 億円が交付された（事業団編 1976:128）。保安方式により閉山した炭鉱の労働者は 5,261 名であったが、労働者は平均賃金の 30 日分が補償されただけであり、それ以外の債務は算定基準に組み込まれなかった。

62 年に旧方式に代わって設けられた石炭鉱山整理促進交付金制度（一般方式）は、鉱業を廃止した者に対して炭鉱の資産評価に基づいて算定された交付金を支給するものであった（表 2）。交付金額は、ホスコルド公式に基づく採掘権・租鉱権の評価額に主要坑道評価額をくわえた額とされ⁽⁹⁾、旧方式で買取対象であった主要坑道以外の鉱業施設は評価対象外となった。とはいえ、表 2 に見るように、交付金算定の対象は石炭産業の衰退とともに徐々に拡大され、66 年には閉山処理費用の特別加算額として 400 円/トンが上乘せされた。69 年には鉱害処理状況を加味して特別加算額が増額改定され、北海道で 1,070 円/トン、九州（離島以外）で 1,720 円/トン、その他地域で 1,220 円/トンとなった⁽¹⁰⁾。さらに、71 年には期間限定の措置として、73 年度までに会社を解散するなど一定の条件を満たした炭鉱が閉山する際には、退職手当支払額を加味して交付額を増額する調整加算制度が設けられた⁽¹¹⁾。こうした改定を経て、73 年には賃金債務等、鉱害賠償債務、さらには一般債務を基礎とする新たな交付金算定制度（新方式）が設けられた。新制度では、賃金債務等相当として退職手当、期末手当、解雇予告手当相当額の合計額を、鉱害債務相当として地域別に 50～700 円/トンを、そして一般債務相当として 600 円/トンを合計して交付金が算定されるこ

(6) 以下、同事業団の編著については「事業団編」と略記する。

(7) 旧方式は買取制度であるが、鉱業の廃止と引き換えに事業団から一定額が支給されるという点では他の制度と同様のため、本稿では交付金制度に含めて検討する。

(8) 以下、とくに断りのない限り、1 トン当たり交付金額は過去 3 年間の年平均石炭生産量 1 トン当たり金額を指し、「円/トン」と表記する。租鉱権炭鉱は、租鉱料などを鉱業権者に支払って他人の鉱区において石炭を採掘する炭鉱である（島西 2011:136）。

(9) 一般方式では、租鉱権者にも交付金を交付できるようになった。

(10) ただし、前項で述べた債務肩代わりを受けた炭鉱事業者が閉山する際は、特別加算額が 270 円/トン減額された（事業団編 1976:120-121）。

(11) 加算額は、退職手当規程等により算定した金額と 3 千円/トンを乗じた額のいずれか低いほうの額から、予定交付金額に一定の賃金債務充当率を乗じた額を控除した額、とされた（事業団編 1976:121）。

表2 閉山に対する金銭的補償（1955～80年度）

	鉱業権者への補償		
	旧方式	一般方式	新方式
時期	1956～63年度	1962年度～73年4月	1973年5月～
対象	68,448 / トンキロカロリー以下の炭鉱	鉱業権の廃止または消滅をした者	鉱業権の廃止または消滅をした者
補償方法	買取	交付金交付	交付金交付
補償金額	採掘権評価額+主要坑道評価額+主要坑道以外の鉱業施設評価額	採掘権等評価額+主要坑道評価額+特別加算額（66年度～）+調整加算額	貸金債務見合額（退職手当、特別加算金、解雇予告手当）+鉱害賠償債務見合額+一般債務見合額
金額内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・採掘権：年間生産量の20倍までの実収可能炭量1トン当たり38円、以下20倍を超え30倍までは12円、30～40倍は7円、40～50倍は4円、50～60倍は2円、60倍を超える分は1円 ・主要坑道：1m当たり主要坑道構造別基準価格×坑道の長さ×坑道傾斜係数（急傾斜ほど大）×坑道残存価値率（簿価に準じる） ・鉱業施設：鉱業施設基準価格×残存価値率 	<ul style="list-style-type: none"> ・65年度まで特別加算額400円 ・66年度以降北海道1,070円・九州1,720円・その他1,220円（ただし再建交付金受領炭鉱は270円減額） 	<ul style="list-style-type: none"> ・退職手当上限1人400万円、期末手当上限1人10万円 ・鉱害賠償債務は北海道50円・九州700円・その他200円 ・一般債務は600円
財源	炭鉱からの納付金	国からの補助金80%（69年度以降90%）+納付金残額	国からの補助金95%+納付金残額
総額	9,930百万円	131,405百万円	19,788百万円（～80年度）

注：総額と貸金・手当を除き、補償金額は過去3年間の年平均石炭生産量1トン当たり額。総額が原資料と表1と異なる箇所があるが、そのままとした。旧方式の採掘権評価額は、たとえば実収可能炭量が年間生産量の30倍あった場合、38円×20倍+12円×10倍=880円と計算する。表1と合計額が異なるが、そのままとした。
資料：事業団編（1965：147-155）、事業団編（1976：115-199）、編纂委員会編（2002b：108-112）、島西（2011：237-238）より作成。

とになった（表2）。

さらに、69年度には、69～70年度の期間限定で、石炭鉱山整理特別交付金制度（特閉方式）も設けられた。特閉方式は「企業ぐるみ閉山」、すなわち鉱業の廃止にくわえて会社を解散することを条件に、事業団が債権者に直接交付金を支給するものであった（事業団編1976：130-131）。特閉方式は、労務債、鉱害賠償債務、およびそれ以外の債務をそれぞれの基準に基づいて算定し、その合計額を交付金額とした（表2）。

以上の算定基準の変遷から明らかなように、閉山交付金制度は「廃止事業者に係る財産権の補償」を重視した当初の制度から、「石炭鉱山の廃止がもたらす社会的、経済的混乱を防止する」こと、換言すれば労働者、鉱害被害者、および債権者が負担した産業構造調整のコストを金銭補償によって軽減させることを重視する制度へと変化していったのである。

この傾向は、閉山交付金制度における弁済制度でも観察される。旧方式では、閉山後の未払貸金と退職手当について弁済制度を設け、買取代金を原資として事業団が経営者に代わって労務債を弁済できるように設計されていた。しかし、この制度を利用するためには事前申請が必要であり、買

鉱業権者への補償		労働者への補償	
保安方式	特閉方式	離職金	下請労働者離職金
1961～67年度	1969～70年度	1955年9月～	1975年2月～
石炭鉱山保安臨時措置法に基づく鉱業廃止勧告を受けた炭鉱	上記期間に会社の解散と鉱業権等の放棄をした者	鉱業の廃止・規模縮小により解雇された鉱山労働者	鉱業の廃止により解雇された請負業者に係る労働者で炭鉱離職者求職手帳を得た者
交付金交付	交付金交付	代位弁済	代位弁済
600円（租鉱権者は400円）＋解雇労働者の平均賃金30日分	賃金債務（未払賃金等、退職手当、解雇予告手当、期末手当）＋鉱害賠償債務＋一般債務＋金融債務	平均賃金の30日相当分＋加算離職金（62年度～）	雇用保険法により算定される賃金日額の30日分相当額（一部45日分）
	・未払賃金等75％，退職手当100％ ・鉱害賠償債務は北海道100円・九州1,500円・その他400円（実請求額が計算額より低い場合，実請求額） ・一般・金融債務は各合計額の50％または1,000円（一般）・2,800～3,000円（金融）のいずれか低いほうの額		
国からの補助金	国からの補助金	国からの補助金80％（69年度以降90％，73年度以降95％）＋納付金残額	同左
738百万円	27,556百万円	7,688百万円（～80年度）	52百万円（～80年度）

取時に自動的に適用されるものではなかった。また、これらの制度では労務債が他債務に優先して弁済される保証はなく、買取代金が他債務の弁済に充てられてしまった場合、労務債の弁済額が減少、もしくは皆無になる可能性があった（事業団編1965：304-317）。

これに対して、保安方式では、事業団が交付金によって労務債と鉱害賠償債務を優先的かつ公平に弁済する制度が新たに設けられた。また、弁済を確実にを行うために、破産法などに基づく債務弁済の制限の排除や差し押さえの禁止などが規定された。旧方式から一変して、保安方式では労働者と鉱害被害者への金銭補償の配分が自動的に優先される制度になったのである（事業団編1976：126-127）。

労務債と鉱害賠償債務への優先弁済制度は一般方式にも継承された。制度創設当初は交付金の最大70％（労務債弁済に交付金の最大20％，鉱害賠償債務の弁済に交付金の最大50％を配分，以下同様）がこれらの債務の優先弁済に充てられることになったが、66年の最大75％（50％，25％）への改定を経て、69年にその比率は最大約80％（北海道の場合80％，2％）へと上昇した。また、上記から明らかなように当初は鉱害賠償債務の弁済のほうが労務債のそれよりも優先されていた

が、66年の改定以降はその関係が逆転した。さらに、73年には労務債への配分額の上限が退職手当・期末手当・解雇予告手当の合計額となる一方、鉦害賠償債務への配分額が50～700円/トンへと改定された。他方、66年には、上記以外のその他の債務について、弁済額の配分比率を優先債務55%、一般債務45%とすることが事務次官会議で申し合わされた。この比率は、69年にはそれぞれ45%、55%へと改定された（事業団編1976：123）⁽¹²⁾。一般方式と新方式の弁済制度は、労働者、鉦害被害者、官公庁、金融機関にくわえて、取引先などの一般債権者へ交付金が配分されるように設計されたのである。

本項の最後に特閉方式の弁済制度について見ておきたい。表2に示したように、特閉方式では退職手当の100%支給をはじめ、労務債や鉦害賠償債務は大部分が補償される一方、一般債務は最大で50%の補償に限定されていた。また、特閉方式に基づく交付金は複数年をかけて分割払いされるため、労務債については1人40万円を上限に企業が金融機関から借り入れて労働者へ先行支給を行い、交付金支給時に事業団が第三者弁済する方法が採用された。特閉方式では新方式と同様に労働者、鉦害被害者、およびその他の債権者に交付金が配分されるように設計されたものの、とくに労働者への配分が重視されていたといえる⁽¹³⁾。

(3) 閉山交付金以外の金銭補償

表2に見るように、旧方式、一般方式、および新方式の制度に付随して、閉山により解雇され、かつ閉山前に3ヶ月以上就業していた労働者に対して平均賃金の30日分を事業団が給付する普通離職金制度が設けられた。1962年には退職手当額が30万円未満の中小炭鉦（年産50万トン以下）の労働者が解雇された場合に、勤続年数に応じて1.5～10万円を支給する加算離職金制度が追加された。さらに、75年には閉山炭鉦の下請労働者も離職金を受け取れるように制度が改正された。62～74年度に新方式で閉山した炭鉦の労働者約13万人のうち、約11万人に総額約46億円の普通離職金が、約5.4万人に総額約14億円の加算離職金が給付された⁽¹⁴⁾。合理化法制定まで、中小炭鉦の閉山離職者は未払賃金や退職手当はおろか、解雇予告手当すら満足に受け取れなかったが（戸木田1989：146-148）、合理化法制定以降、閉山離職者は離職金制度によって最低限の金銭補償を得られるようになったのである。

閉山交付金と離職金はいずれも石炭政策に基づいて事業団が実施した閉山の金銭補償制度であったが、炭鉦事業者が独自に金銭補償を行う場合もあった。67年に閉山した三菱茶志内炭鉦（大手）の事例を見てみよう。

(12) 債務肩代わりを受けた炭鉦は、優先債務が肩代わりされたため、優先債務20%、一般債務80%の配分が適用された。

(13) 以上は、事業団編（1976：136-142）、通商産業省鉦山石炭局「特別閉山交付金による従業員債務弁済の特例措置要綱（案）」1970年（北海道立文書館所蔵『羽幌炭鉦鉄道株式会社について（閉山）』A11-1/866）による。以下、A11-の資料番号はすべて同館所蔵資料のため、所蔵先を省略し、簿冊名は初出時のみ記載する。

(14) 以上は、事業団編（1976：144-149）による。閉山炭鉦の労働者数と普通離職金受給者との差は、配置転換者、および就業期間を満たさなかった労働者の数と考えられる。

茶志内炭鉱閉山時の退職者に対する特別措置

1. 退職諸条件について

(1) 退職手当金

鉱員退職手当規程第3条第1号（事業都合解雇）により計算した額とする。

(2) 特別加給金

イ. (1) の退職手当金の外、次の区分により計算した額に、一律に4万円を加算支給する。但し保護鉱員に対する一律加算額は2万円とする。

勤続1年未満の者 本人平均賃金の90日分

〳満1年以上5年未満の者 〳120日分

〳満5年以上10年未満の者 〳150日分

〳満10年以上20年未満の者 〳180日分

〳満20年以上の者 〳210日分

ロ. 定年間近かな者の取扱は次の通りとする。

(略)

(3) 常備臨時夫の取扱は、前記①又は②により計算した額の半額とする。

(略)

3. その他

(1) 帰郷旅費

今次閉山に至りたる事情に鑑み、退職の日より2ヶ月以内に帰郷する時は、所定の帰郷旅費を支給する。

(略)

(2) 年次有給休暇残日数の取扱

退職者の各人年次有給休暇残日数については、次の各号の金額の合計額を支給する。

イ. 法定外残日数に応じ平均賃金相当額

ロ. 法定内残日数に応じ平均賃金の5割相当額

(3) 金融貸金および結婚資金の残額取扱

閉山時退職者の金融貸金、結婚資金の残額は返済を免除する。

以上

出所：三菱鉱業株式会社・全国三菱炭鉱労働組合連合会（以下、三菱・三菱労連）「別紙2 茶志内炭鉱閉山時の退職者に対する特別措置」1967年（北海道労働資料センター所蔵資料0-1/S/766⁽¹⁵⁾）。

退職手当や有給休暇買上げにくわえ、勤続期間や退職日に応じて加給される特別加給金、帰郷旅費などが支給されたことがわかる。さらに、同炭鉱では、閉山見舞金として1万～6万円が保護鉱員、鉱員、殉職者家族である成年女子、身体障害者に支給された。さらに、在籍鉱員数に1万円を乗じた額を労組へ一括支給することも協定された⁽¹⁶⁾。三菱系他炭鉱への配置転換者や三菱による就職斡旋者に対しては、閉山見舞金を支給しない一方で、就職試験の受験旅費、赴任旅費、および引越費を支給した⁽¹⁷⁾。これらをまとめると、閉山に対する金銭補償は、労働者に直接支給される補償（労働者の属性に応じた補償と労働者1人当たりの定額補償）と労組への一括支給による補償に区

(15) 以下、0-の資料番号はすべて同センター所蔵資料であり、所蔵先を省略する。

(16) 三菱・三菱労連「茶志内炭鉱閉山に関する協定書」1967年（0-1/S/766）。

(17) 三菱・三菱労連「別紙1 就職斡旋に関する取扱」1967年（0-1/S/766）。

分できる。

労組への一括支給による補償は、閉山処理費の名目で支給された事例も散見される。たとえば、66年に閉山した三舟美唄炭鉱（中小）の労組は閉山処理費として150万円を支給された⁽¹⁸⁾。大手炭鉱の事例では、73年に閉山した三菱大夕張炭鉱において、閉山酒肴料として在籍人員に1万円を乗じた額、特別慰労金1億3千万円（坑内条件の急激な悪化による完全閉山の補償9千万円、事態収拾名目で4千万円）、組合や従業員への餞別金として3,500万円が労組へ一括支給された⁽¹⁹⁾。

ただし、すべての炭鉱でこうした補償が行われたわけではなかった。茶志内炭鉱と同じ年に閉山した上村炭鉱（中小）では、勤続年数比例の特別手当はなく、解雇予告手当のほかに、各労働者一律の期末手当と閉山手当、および労働者1人当たり500円の閉山酒肴料が支給されるにとどまった⁽²⁰⁾。また、63年に閉山した茅沼炭鉱（中小）や、後述する中小炭鉱のように、退職手当と解雇予告手当にくわえ、有給休暇買上げしか協定で補償されない炭鉱もあった⁽²¹⁾。追加的な金銭補償は、閉山炭鉱の経営状態次第であったといえよう。

なお、三菱大夕張炭鉱では労使が大夕張地域開発委員会を設置する一方、地域振興対策費の名目で7千万円が夕張市に支払われた⁽²²⁾。その具体的な用途を示す資料は未見だが、73年度に夕張市の寄付金収入が前年度の500万円から1,100万円へと大幅に増加したこと（夕張市編1981：507-508）⁽²³⁾、総額1億6,350万円を投じた大夕張炭鉱の炭鉱住宅跡地における園芸センターの建設が74年度に開始されたことから、これらの用途へ充当されたと推定される⁽²⁴⁾。この事例は、閉山時に炭鉱事業者から地域に対して金銭補償が行われたことを示しているが、当該期の他炭鉱では同様の事例が見られなかったこと、および1990年の三菱南大夕張炭鉱閉山時に経営者側が夕張市に10億円の地域振興資金を支出したことから見て（平井2016：120）、三菱系企業に限られた事例と思われる。炭鉱事業者による閉山時の金銭補償の対象は、おおむね労働者に限定されていたと見てよからう。

2 閉山に対する金銭補償額の決定とその配分

(1) 金銭補償額の決定過程

表2から明らかなように、旧方式、保安方式、一般方式では計算式や補償単価に基づいてほぼ機械的に閉山交付金額が決定される。しかし、上限額が規定される新方式・特閉方式における閉山交

(18) 三舟炭業株式会社・日本炭鉱労働組合北海道地方本部・三舟美唄炭鉱労働組合「協定書」1966年（0-1/S/766）。以下、資料著者名でも日本炭鉱労働組合は炭労と略記する。また、企業、炭労、単組の三者協定の場合は単組名のみ記す。

(19) 三菱大夕張炭鉱労働組合「退職諸条件について」、同「三菱大夕張炭業所閉山に関する協定書」、同「大夕張炭鉱地域振興対策に関する覚」1973年（以上『閉山問題（2）三菱大夕張炭鉱（株）大夕張炭鉱』A11-1/826）。

(20) 炭労上村支部「上村炭鉱閉山に関する協定書」1967年（0-1/S/766）。

(21) 炭労茅沼支部「協定書」1964年、同「覚書」1964年（0-1/S/766）。

(22) 三菱大夕張炭鉱労働組合「三菱大夕張炭業所閉山に関する協定書」、同「大夕張炭鉱地域振興対策に関する覚」。

(23) 71年度と74年度の寄付金収入はそれぞれ17万円、80万円であり、73年度の寄付金収入は際立って大きい（夕張市編1981：507-508）。

(24) 夕張地区労働組合協議会「昭和49年政治局報告 夕張地区労政局」1974年（慶應義塾図書館日本石炭産業関連資料コレクション所蔵『第22回地区労定期大会』COAL/C/8066）。以下、COAL-の資料番号はすべて同コレクション所蔵資料であり、所蔵先を省略し、簿冊名は初出時のみ記載する。

付金の労務債額，および前節で検討した閉山交付金以外の金銭補償額については当事者間の交渉で変化しうる。そこで，1973年に新方式で閉山した三菱大夕張炭鉱（27年開業）の閉山反対闘争を事例として，金銭補償額の決定過程を検討しよう。なお，同炭鉱を取り上げることで，前節で述べた産炭地域振興資金のような閉山交付金以外の金銭補償額の決定過程も合わせて検討できる。

同炭鉱は，69年度の年95万トンピークに生産量が低下し始め，72年には坑内条件の悪化により大幅な減産を経験した。さらに，地質調査の結果，可採炭量の枯渇が判明した⁽²⁵⁾。炭労は，閉山提案が近いと判断し，大夕張支部対策委員会を設置し，閉山反対と再建を求める活動を展開することを決定した⁽²⁶⁾。これに対して，経営者はまず4月9日に北海道庁を訪問し，石炭関係法案の国会審議が一段落する16日以降に閉山提案することを通告した⁽²⁷⁾。

4月19日，経営者は労組に対して6月末までの全員解雇と閉山を提案した。表3に示したように，退職手当・勤続年数比例額に一定額を加算した特別加給金・期末手当見合額・年次有給休暇の

表3 三菱大夕張炭鉱の閉山反対闘争における金銭補償額の推移

	会社提案（1973年4月19日）		対置要求（1973年6月23日）		閉山協定（1973年6月28日）	
退職手当	鉱員退職手当規程事業都合解雇により計算した額		同左		同左	
	区分	金額・基準	区分	金額・基準	区分	金額・基準
特別加給金	一律	4万円	一律	10万円	一律	5万円
	勤続1年未満	75日分	勤続1年未満	120日分	勤続1年未満	90日分
	1年以上 ～2年未満	90日分	1年以上 ～5年未満	150日分	1年以上 ～5年未満	120日分
	2年～3年	100日分	5年～10年	180日分	5年～10年	150日分
	3年～4年	110日分	10年～20年	210日分	10年～20年	180日分
	4年～5年	120日分	20年～25年	240日分	20年～25年	210日分
	5年～6年	130日分	25年以上	270日分	25年以上	240日分
	6年～7年	140日分				
	7年～10年	150日分				
	10年～20年 20年以上	180日分 210日分				
期末手当 見合	一律	130,500円	前期協定による 配分	1人平均15万円	一律	130,500円
年次有給 休暇残日数	法定外残日数	平均賃金相当額	法定外残日数	同左	法定外残日数	同左
	法定内残日数	平均賃金の70%	法定内残日数	平均賃金相当額	法定内残日数	平均賃金の70%
特別慰労金			年功別配分	1人平均10万円	労組へ一括	1億3千万円
餞別金			一律	5万円	労組へ一括	3,500万円
酒肴料			一律	2万円	一律	1万円

注：提案がなかった項目は空欄とした。特別加給金の区分の「○年～○年」は「○年以上～○年未満」を示す。本文に記したように，特別慰労金は名目上9千万円と4千万円に分割されて協定された。

出所：三菱大夕張炭鉱株式会社「提案」，三菱大夕張炭鉱株式会社・日本炭鉱労働組合・三菱大夕張炭鉱労働組合「退職諸条件について」，同「三菱大夕張炭鉱所閉山に関する協定書」1973年（以上A11-1/826）より作成。

(25) 三菱大夕張炭鉱所「提案」1973年（A11-1/826）。

(26) 北海道庁「④大夕張支部対策委員会の設置」1973年（A11-1/826）。

(27) 北海道庁「④三菱大夕張炭鉱(株)社長来庁結果について」1973年（A11-1/826）。

買上げにくわえ、旅費などで構成された金銭補償案が提示された⁽²⁸⁾。以後、閉山をめぐるのは、経営者と労組にくわえて、各地方自治体、通産省、首相官邸との間で多岐にわたる交渉が展開されたが、ここでは金銭補償額の決定にかかわる交渉を中心に検討する。

炭労は中央執行委員長をトップとする炭労大夕張支部閉山反対闘争推進対策委員会（対策委）を設置するとともに閉山反対の方針を決定し、21日から調査団による再建案の検討を開始した。北海道庁や夕張市も再建を要望する方針をとった⁽²⁹⁾。労組、北海道庁、夕張市は共同して再建を求める運動を活発に展開したが、通産省による現地調査の結果、6月13日に大夕張炭鉱の生産継続は困難と結論づけられた⁽³⁰⁾。

通産省の調査結果を受け、労組は6月19日に全山代議員大会を開催し、退職諸条件などの対置要求を100%獲得することを条件に、閉山反対闘争から閉山を前提とした条件闘争へ移行した⁽³¹⁾。対策委は23日に労働者への金銭補償額の対置要求を策定し（表3）、提案された閉山日である6月末までのスケジュールと合わせて同日の労組臨時大会に提案した。質疑応答では、要求額や算定基準への不満も見られたが、平均119万8千円／人を獲得できる水準での要求であることや労組への一括支給を前提としないことなどが説明された結果、満場一致で可決された。また、地域再開発にかんして、雇用対策費や地域振興公社設立資金への資金支出を経営者側に要求することも可決された⁽³²⁾。

対置要求に基づいて対策委は経営者側と交渉を重ねたが、地域振興対策費として7千万円を経営者側が支払うことは合意したものの、労働者への金銭補償額については27日までに解決できず、労組は28日から無期限ストライキに突入した。スト中も団体交渉を行った結果、経営者は労働者個別の退職諸条件の上積みは拒否する一方、特別慰労金などとして1億6,500万円⁽³³⁾を労組へ一括支給する、という追加回答を提示した。これに対して、対策委側は、回答は対置要求のおおむね85%水準（平均100万3千円／人）の提案であり、「現時点におけるほぼ最高」の条件だと判断し、回答を受け入れて同日中にスト中止を指令した⁽³⁴⁾。

同日開催された労組の闘争委員会では回答内容に対する不満が相次ぎ、青空団交を求める者や対策委メンバーに暴力を振るう者も現われたため、委員会で閉山が合意できない状況になってしまった⁽³⁵⁾。それゆえ、対策委と労組は改めて30日に全山大会を開催し、7月1日の全山投票実施を満場

(28) 三菱大夕張炭業所「提案」。

(29) 北海道知事「三菱大夕張炭鉱(株)大夕張鉱について」1973年、北海道庁「夕張商工会議所の陳情経過（48.4.23）」1973年、同「三菱大夕張鉱の閉山提案と経過」（以上A11-1/826）。

(30) 空知支庁長「三菱大夕張炭鉱(株)大夕張炭業所の閉山問題について」（第2～4報）1973年、北海道庁「^⑧樫原副知事と磯部教授会談要旨（48.5.8於：北大）」1973年、同「炭労調査団対置案」1973年、同「石炭問題中央陳情及び中央集会の日程（48.5.23）」1973年、北海道産炭地域振興対策協議会「石炭政策の変更、大夕張炭鉱閉山阻止に関する決議」1973年（以上A11-1/826）、作成者不明「調査結果報告の取扱いについて [13日]（通産省朴木炭政課長）」1973年、同「大夕張炭鉱の現地実情調査結果（48.6.13 通産省佐伯石炭部長）」1973年（以上『大夕張炭鉱1』A11-1/8304）。

(31) 作成者不明「三菱大夕張炭鉱の全山大会（48.6.19）」1973年（A11-1/8304）。

(32) 炭労「三菱大夕張問題をめぐる中央行動団の交渉経過」1973年（『中央委員会』COAL/C/3691）。

(33) 内訳は前節および表3を参照。

(34) 空知支庁本間係長「三菱大夕張炭鉱全山大会」1973年、空知支庁長「労働情勢報告について」1973年（以上A11-1/826）、炭労「大夕張斗争の中間総括」1973年（COAL/C/3691）。

(35) 炭労「大夕張支部組合員と家族のみなさんに」1973年（COAL/C/3691）。

一致で可決した。全山投票は、組合員約2千名中1,840名が参加し、会社提案の受諾1,427票、拒否389票となり、会社提案の受諾が決定した⁽³⁶⁾。

大夕張炭鉱閉山の事例から、閉山に対する金銭補償の決定過程について、以下の点が指摘できる。第1に、閉山提案から閉山条件の合意までの約2ヶ月半のうち、約2ヶ月は閉山撤回を求める闘争であり、条件闘争は2週間ほどであった。経営者側の提案した閉山日である6月末に合わせて対策委が条件闘争のスケジュールを設定したため、金銭補償額の決定にかんする交渉は短期間だったのである。

第2に、閉山協定と新方式における支給上限額を比較してみると、期末手当は上限額を超えたものの、労組の対置要求額の1人平均約120万円、そして協定額の1人約100万円は、いずれも退職手当の上限額（1人400万円）にも達していなかった（表2、表3）。他方、労組は退職手当・特別加給金・期末手当相当額では譲歩する一方、特別慰労金や酒肴料などの追加的な金銭補償を積み上げることで要求額の85%弱を獲得した。大手炭鉱の労使は、閉山交付金で弁済される貸金債務額を積み上げるのではなく、閉山交付金以外の金銭補償を積み上げることを選択したのである。その理由として、短期間の交渉で労組が譲歩を余儀なくされたこと、および後述するように閉山交付金は交付決定まで半年程度の時間を要したことが考えられる。

第3に、地域振興資金の支出は、労組の閉山反対闘争の一環として要求され、経営者が受け入れたものだった。しかし、経営者の回答額からさらに上積みを求める交渉はなかった。労使双方とも閉山による地域社会への影響に無関心だったわけではないが、労働者への金銭補償が閉山反対闘争の最大の焦点だったといえる。

（2）閉山交付金の配分

閉山に対する金銭補償は、具体的にどのように労働者をはじめとした債権者に配分されたのであろうか。上述したように、閉山交付金制度以外の金銭補償は労働者に配分されるのが一般的であったため、ここでは労働者以外の債権者にも配分される閉山交付金に限定して検討しよう。

旧方式で閉山した273炭鉱のうち未払賃金を弁済したのは70炭鉱、退職手当を弁済したのは28炭鉱であった。上述したように、旧方式は労務債の優先的な弁済を保証しておらず、また買収された炭鉱は経営基盤の弱い中小炭鉱の数が90%弱をしめていたことから、273炭鉱のうち60%以上⁽³⁷⁾の炭鉱は炭鉱事業者や労働者以外の債権者（金融機関や取引先）に買収代金を配分し、労働者にはほとんど配分しなかったと考えられる。他方、弁済を行った炭鉱は未払賃金と退職手当の合計額の60.8%を弁済したが、合理化法に基づく弁済制度を利用した弁済額は合計額の11.2%にとどまった。事前申請が必要な旧方式の弁済制度は、買収代金を労働者に優先的に配分する制度としてはほとんど機能しなかったのである。（事業団編1965：284-286, 304-317, 補録39-40）。

保安方式の閉山交付金については、限定的な事例ではあるが、1963年度に閉山した宗谷曲淵炭鉱（中小）では、1,540万円の閉山交付金の全額が未払賃金約6,000万円の弁済に充てられたとい

(36) 空知支庁本間係長「三菱大夕張鉱全山大会」、空知支庁長「労働情勢報告について」。

(37) 資料では未払賃金と退職手当の両方を弁済した炭鉱が区別されていない。そのため、こうした炭鉱を1炭鉱としてカウントすると、実際に労務債を弁済した炭鉱の比率はさらに低下すると考えられる。

う⁽³⁸⁾。労務債の全額弁済にはほど遠いが、閉山交付金が労働者に優先的に配分されたことは確かだったといえる。

一般方式による閉山交付金については、労務債と鉱害賠償債務に対する交付金配分額の比率が改定された66年度前後の中小炭鉱閉山の事例を検討しよう。まず、65年3月に閉山した油谷芦別炭鉱である。表4は、同年11月に決定された同炭鉱の閉山交付金約1億円の配分状況と弁済率⁽³⁹⁾をまとめたものである。交付金の70%がまず労務債へ配分され、残余の30%から事業団への未納付金約1,500万円が控除された後、約1,600万円の70%が公租公課と抵当権者のもつ優先債権へ、30%が一般債権に配分された。労務債と未納付金を除く債務の配分は、札幌通産局長の斡旋により決定された⁽⁴⁰⁾。抵当権者と公租公課の弁済率は2.7%にすぎず、労務債では未払賃金・解雇予告手当・有給休暇買上げ・期末手当が100%補償されたものの、2.7億円にのぼる退職手当の弁済率は13.2%となり、労務債全体の弁済率も約24%にとどまった。一般方式では閉山交付金は労務債へ優先的に配分され、しかも鉱害賠償がない場合は鉱害賠償債務への配分率（上限50%）は労務債への配分率（上限20%）に合算できたこと、しかし金額の決定まで半年以上を要した交付金額は全債務を弁済するには程遠い水準であったことがわかる。

表4 油谷芦別炭鉱の閉山交付金の配分

債権者		配分額 (千円)	債権額 (千円)	弁済率 (%)	備考
労務債（労働者）		73,691	306,151	24.1	内訳は注参照
石炭鉱業合理化事業団		14,924	—	—	
公租公課、抵当権者	日本開発銀行	7,466	239,457	2.7	抵当権者の債権は優先債権となる
	日本興業銀行	3,034	100,920		
	芦別市	608	37,179		
	砂川社会保険事務所	225	28,825		
	北海道庁	113	9,940		
	国税局	93	3,918		
	労働基準局	79	12,928		
	東京・港社会保険事務所	24	1,649		
	東京都庁	14	1,298		
	石狩支庁	4	1,405		
一般債権者		4,997	—	—	
合計		105,273	—	—	交付金額 105,273千円

注：—は不明。労務債は、未払賃金21,385千円、解雇予告手当7,727千円、有給休暇買上げ4,579千円、期末手当4,640千円、退職手当267,820千円。なお、閉山時に閉山餞別金1人3万円と閉山酒肴料1人6千円、および労組へ解散諸経費として100万円を一括支給することが協定されていた。石炭鉱業合理化事業団は未納納付金などを債権として保有していた。弁済率は配分額を債権額で除して算出した。各項目の数値は四捨五入した。

出所：作成者不明「油谷芦別炭鉱の閉山経過」1965年、油谷鉱業株式会社油谷芦別炭鉱所・油谷芦別炭鉱労働組合「協定書」1965年（以上0-1/S/766）より作成。

(38) 「四月に第一回の支払い 労基署 宗谷砦の退職一時金」『日刊宗谷』1964年3月22日。

(39) 弁済率は、債務額に対する弁済された金額の比率である。

(40) 作成者不明「油谷芦別炭鉱の閉山経過」1965年（0-1/S/766）。

表5 藤田炭鉱の閉山交付金の配分

債権	配分額 (千円)	債権額 (千円)	弁済率 (%)	備考
労務債	90,000	140,621	64.0	交付予定金額 120,000 千円の 75%。内訳は注参照
共益費用	13,346	13,346	100.0	事業団への未納納付金, 国鉄運賃延納保証など
優先債権	9,160	119,645	7.7	交付金額の 25% を共益費用に配分した後, 残額を優先債権 一般債権 55%, 一般債権 45% で配分
一般債権	7,494	80,861	9.3	
合計	120,000	354,473	33.9	交付予定金額 120,000 千円

注：労務債は未払賃金 55,808 千円, 退職金 84,813 千円。なお, 藤田炭鉱は追加的な金銭的補償は協定されなかった。弁済率は配分額を債権額で除して算出した。

出所：藤田石炭鉱業株式会社「整理促進交付金使途予定」1967 年, 同「銀行借入金に対する整理促進交付金の使途予定」1967 年, 藤田石炭鉱業職員組合・藤田石炭鉱業労働組合「協定書」1967 年（以上 0-1/S/766）より作成。

次に, 67 年に閉山した藤田石炭鉱業の藤田炭鉱の事例を検討しよう。表5によれば, 同炭鉱の閉山交付金は 1.2 億円であり, うち 75% の 9 千万円が労務債の弁済に配分された。労務債の総額は約 1.4 億円であったから, 64% が弁済されたことになる。ただし, 油谷芦別炭鉱と同様, 優先して弁済されたのは未払賃金であり, 退職手当の弁済率は 40.3% にとどまった。そして, 労務債分を差し引いた 3 千万円から事業団の未納付金などを差し引いた残額約 1,670 万円を優先債権（公租公課や抵当権付債権）に 55%, 一般債権に 45% 配分した。これらの弁済率はそれぞれ 7.7%, 9.3% であった⁽⁴¹⁾。以上の事例から, 一般方式の交付金は労務債のうち未払賃金と退職手当の一部を弁済するにとどまり, 一般債務に至ってはほとんど弁済できなかったといえる。一般方式で労務債の優先弁済の仕組みが整えられたとはいえ, 閉山交付金の算定基準が債務額基準ではなかったからである。

労務債の一定部分の合計額が閉山交付金の算定基準に組み込まれた新方式に基づいて閉山交付金が支給された事例として, 80 年に閉山した北炭夕張炭鉱の清水沢炭鉱（大手）の事例を検討しよう。同炭鉱の閉山では, 退職手当, 勤続年数比例の特別加給金, 閉山餞別金, 閉山酒肴料にくわえ, 退職者は期末手当と有給休暇の買上げ相当額が, 北炭系列炭鉱への再雇用者は再雇用支度金が支給されることになった。また, 労組へ特別行事費として 2,300 万円が一括支給された。この結果, 労働者への金銭補償額は 32 億 8 千万円に達したが, 閉山交付金は約 20 億円にとどまった。それゆえ, 同炭鉱は交付金で金銭補償額の半額をまかない, 残額は 81 年度までに借入金などで資金調達して弁済することにした⁽⁴²⁾。新方式によって閉山交付金による労務債の弁済額が増額した後も, 経営者が労働者への金銭補償の全額をただちに支払うことは困難だったのである。

最後に, 特閉方式による閉山交付金の配分を見ておきたい。8 企業に総額で約 280 億円（表 2）が交付された交付金の具体的配分を示す資料は未見だが, 70 年に閉山した羽幌炭鉱鉄道の事例では⁽⁴³⁾, 通産省は約 70 億円の交付金の支給を見込んでいた。しかし, 同社の総債務額は交付金申請

(41) 以上は, 藤田石炭鉱業株式会社「整理促進交付金使途予定」1967 年, 同「銀行借入金に対する整理促進交付金の使途予定」1967 年（以上 0-1/S/766）による。

(42) 清水沢炭鉱労働組合「清水沢閉山退職金等支払計画（協定）」1980 年（『清水沢関係』COAL/C/218）、北海道商工観光部「北炭清水沢炭鉱閉山に係る労使協定書について」1980 年（『北炭・清水沢炭鉱閉山問題関係綴』A11-1/8398）。

(43) 羽幌炭鉱鉄道は中小炭鉱に区分されるが, 労働者数 2 千名で年 100 万トンを生産する大手クラスに匹敵する炭鉱だった。

の約半年前の時点で約 73 億円（うち金融債務約 52 億円，一般債務約 8 億円）にのぼった。閉山 2 ヶ月前には債務額は約 87 億円に増加し，閉山時の退職手当総額は約 20 億円となった⁽⁴⁴⁾。同炭鉱の生産量と表 2 の算定基準に基づけば，約 30 ～ 40 億円程度が金融機関や取引先の債務の弁済へ配分され，残余が労務債の弁済へ配分されたと推定できる⁽⁴⁵⁾。実際の閉山交付金の配分から見ても，特閉方式はもっとも労働者への金銭補償が手厚かったといえる。

以上見てきたように，閉山交付金制度の変遷にともなって，閉山交付金は労働者へ手厚く配分されるようになっていった。これに対して，労働者以外の債権者への配分は，債権額の 10% 以下にとどまることもあった。労働者とそれ以外の債権者との間で，閉山交付金の配分にかんする格差は広がっていったといえる。

おわりに

本稿で明らかになったことは，以下のとおりである。第 1 に，1955 年度から開始された閉山交付金制度は，炭鉱事業者への金銭補償を重視する制度から，60 年代初頭には炭鉱閉山によって債権回収が困難となる各債権者への金銭補償を重視する制度へと変化していった。矢田（2014）や島西（2011）は大手炭鉱に多額の閉山交付金が支給されたことを指摘しているが，旧方式の時期を除いて，閉山交付金は炭鉱事業者を経て債務の弁済に充てられていたのである⁽⁴⁶⁾。

第 2 に，もっとも交付金の配分が手厚くなっていったのは労働者であった。これに対して，金融機関や一般債権者への金銭補償は労働者への金銭補償よりも優先順位が低かった。嶋崎（2013）が指摘する炭鉱離職者に対する手厚い再就職支援制度の存在も考慮すると，炭鉱の長期債務の軽減にくわえて閉山にともなう労働者の経済状況の悪化を抑制することが，1960 ～ 80 年頃の閉山対策の基調であったといえる⁽⁴⁷⁾。

第 3 に，閉山交付金制度は労務債をはじめとした債務を全額補償できる制度ではなかった。すなわち，旧方式・一般方式・保安方式は基本的に債務額を算定基準とした補償制度ではなく，債務額を算定基準に組み込んだ特閉方式・新方式でも補償額には上限が設けられていた。また，特閉方式を除くいずれの交付金制度でも未払賃金は補償されなかった。閉山交付金制度による閉山に対する金銭補償では閉山炭鉱の債務を全額補償できなかったとする川内（1976，1977，1979）や島西（2011）の指摘が，複数の事例によって改めて確認されたといえる。ただし，通産省は金銭補償の増額のために制度改定を続けていたし，10% 以下の弁済率の場合もあったとはいえ一般債権者も債権を回収できた。

(44) 以上は，北海道衛生部医務課企画係「羽幌炭鉱の閉山について」1970 年（『羽幌炭鉱閉山関係資料』A11-2/3240），札幌通産局中小企業課「羽幌炭鉱鉄道(株)倒産に係る関連中小企業対策について」1970 年（『羽幌炭鉱株式会社 会社更生法関係』A11-1/8405）による。

(45) この推定額の妥当性は，特別交付金によって債権が半額弁済されることを一般債権者が歓迎していた点から裏づけられる（羽幌炭鉱鉄道株式会社「口述書」1970 年（A11-1/8405））。

(46) 本稿の検討結果に基づいて，この点にかんする島西（2011）の議論は修正したい。

(47) 第 1 節で述べたように，炭鉱事業者の長期債務については第 3 ～ 5 次政策で政府による債務肩代わり制度が設けられた。

第4に、労組による閉山反対闘争や労使交渉を経て、労働者が酒肴料や労組への一括支給などの形で閉山交付金以外の金銭補償を獲得する事例も複数見られた。閉山に対する金銭補償は、労働運動によってある程度上積みされていたのである。石炭政策にくわえて労働運動も、労働者の産業構造調整のコストの負担を軽減する役割をはたしたといえる。

以上の検討結果から、大手炭鉱労働者とそれ以外の債権者間で格差があったし、金銭補償額にも限界があったものの、閉山交付金制度の創設と改定によって、1960年代以降は労働者の産業構造調整のコストの負担がもっとも軽減されていたことが明らかとなった。したがって、閉山交付金という側面から見る限り、1960年代以降の石炭政策によって、労働者の産業構造調整のコストの負担がもっとも軽減されたと判断することが妥当だと結論づけられる。

他方、本稿で指摘したように、閉山に対する金銭補償は産炭地の債権者にも配分されたものの、その配分比率は労働者より低かった。また、閉山に対する金銭補償が産炭地振興に配分された事例は、三菱大夕張炭鉱以外には見られなかった。本稿では検討できなかった産炭地の鉱害賠償の問題も含め、産炭地における地域社会の産業構造調整のコストの負担がどのように軽減されたのかを検討することが、今後の課題である。

（しまにし・ともき 東洋大学経済学部教授）

【謝辞】 本稿の作成にあたっては、JSPS 科研費 25780216 の助成を受けた。また、北海道立文書館、北海道労働資料センター、慶應義塾図書館には資料の閲覧をお許しいただいた。記して感謝申し上げる。

【参考文献】

- 川内昇（1976）「炭鉱閉山始末記（一）」『エネルギー史研究』第7号，75-83頁。
——（1977）「炭鉱閉山始末記（二）」『エネルギー史研究』第9号，103-112頁。
——（1979）「炭鉱閉山始末記（三）」『エネルギー史研究』第10号，130-138頁。
- 嶋崎尚子（2013）「石炭産業の収束過程における離職者支援」『日本労働研究雑誌』第641号，4-14頁。
- 島西智輝（2011）『日本石炭産業の戦後史——市場構造変化と企業行動』慶應義塾大学出版会。
- 杉山伸也・牛島利明編（2012）『日本石炭産業の衰退——戦後北海道における企業と地域』慶應義塾大学出版会。
- 石炭鉱業合理化事業団編（1965）『団史 整備編』石炭鉱業合理化事業団。
——（1976）『団史 整備・近代化編』石炭鉱業合理化事業団。
- 石炭政策史編纂委員会編（2002a）『石炭政策史』石炭エネルギーセンター。
——（2002b）『石炭政策史 資料編』石炭エネルギーセンター。
- 丁振聲（2006）「高度経済成長期の石炭産業調整政策——生産維持と雇用調整を中心に」『社会経済史学』第72巻第2号，3-25頁。
- 戸木田嘉久（1989）『九州炭鉱労働調査集成』法律文化社。
- 日本炭鉱労働組合編（1991）『炭労四十年史』日本炭鉱労働組合。
- 平井岳哉（2016）「三菱鉱業の石炭事業収束過程における雇用問題と三菱グループ」『獨協経済』第98号，109-124頁。
- 矢田俊文（1975）『戦後日本の石炭産業——その崩壊と資源の放棄』新評論。
——（2014）『矢田俊文著作集 第一巻 石炭産業論』原書房。
- 夕張市編（1981）『夕張市史 増補改訂 上巻』夕張市。
- 渡邊純子（2016）「通産省の産業調整援助政策——石炭鉱業の経験」『三田学会雑誌』第109巻第2号，161-190頁。